

○総務省告示第四百七十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。なお、平成三年郵政省告示第六十一号（無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件）は、廃止する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

- 一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備
- 二 A二D電波又はA三E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備
- 三 A二D電波又はA三E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備
- 四 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備
- 五 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備

六 F三E電波三五・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備

七 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。）

八 簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）

九 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備（適合表示無線設備に限る。）

十 双方向無線電話（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十一 衛星非常用位置指示無線標識（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十二 搜索救助用レーダートランスポンダ（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

十三 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

- (1) 船上通信設備（適合表示無線設備に限る。）
- (2) 無線方位測定機
- (3) インマルサット高機能グループ呼出受信機
- (4) デジタル選択呼出専用受信機
- (5) ナブテックス受信機
- (6) 地上無線航法装置

(7) 衛星航法装置

(8) (2)から(7)まで以外の受信設備

附 則

この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている特定船舶局については、その備える無線設備は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。